巻頭言

六〇年、最初の一歩と次の一歩

新倉　修

理事長・青山学院大学名誉教授

一　六〇年の歩みと私

六〇年前、私は小学生でした。日米安全保障条約の改定問題をめぐって世間が騒然としており、また三池炭鉱での争議などがあった翌年にあたるわけですが、わが家にはまだテレビなどはなく、茶の間のラジオでニュースや演芸・歌謡曲を聴いていたことを思い出します。このようなささやかな自分史(1)と重ねてみると、六〇年の歴史は途方もない広がりをもって迫ってきます。

私が日民協を知ることになったのは、大学院で都立大学の内藤謙教授が非常勤で刑法改正をテーマに演習のような授業をしていたときに、「えらくイデオローギッシュな雑誌ですが……」と言って『法と民主主義』を紹介されたときでした。その後、民科法律部会に入会したころ、執筆を頼まれたのをきっかけに会員になりました。大学院の指導教授は西原春夫教授ですが、その恩師である斉藤金作教授が刑法改正特別部会小委員会の長をされていたにもかかわらず、平野龍一教授と行動を共にして改正刑法草案を批判していたので、民科や日民協に入会するのに指導教授のお墨付きが必要だとは、夢にも思わず、またそのことで指導教授から批判めいた扱いを受けたことはありません。また逆に、澤登俊雄教授から國學院大學に応募するように誘われた時も、所属団体や学術的傾向を云々された記憶もありません。リベラルな風が吹いていたわけです(2)。

二　日民協六〇周年記念講演会

本年一一月二三日に渡辺治一橋大学名誉教授をお招きして記念講演「激動の一〇年の政治史と日本民主法律家協会の役割」を開催しました。その冒頭のあいさつで私なりの覚悟を披露しました。

本日は六〇周年の慶事に際して、日本の憲法史・憲法政治史を語らせたら右に出る者はいないと高評を博しております渡辺治先生から、温かいお言葉とともに、たいへん厳しいご注文を受け賜ることになりますが、よろしくお願いします。ご講演では激動の一〇年を振り返りつつ、次のステップを踏み出すヒントをいただければたいへんうれしく存じます。

つい先ごろの総選挙において、政権交代の声が高らかに鳴り響き、自民党自体の議席を減少させることができました。この点は市民連帯と立憲野党との共闘の成果としてはっきり確認しておく必要があります。とはいうものの、公明党や日本維新の会の議席が増え、改憲を否定しない国民民主党を含めて、改憲推進・容認勢力が衆参両院で三分の二の多数

を占めました。これは、改憲という点でいえば、たいへん危険な水域に差し掛かっている、こう言ってよいでしょう。しかし自公の支持率は、国民の四分の一に過ぎません。にもかかわらず、その自公が日本の全体の命運を左右することができるリスクを孕むのは、なぜでしょう。それは、低投票率に大きな意味が隠されているようです。この国民の反応が薄い状況は、どう見るべきでしょうか。政治的アパシーでしょうか。多勢便乗なのでしょうか。あるいは体制順応と見るべきでしょうか。これらの点について意見は分かれるかもしれませんが、肝心なことは、国民の意見が反映するような政治システムが目詰まりを起こしているという点ではないでしょうか。その問題点はいくつもあります。たとえば、立候補を阻む世界一高い供託金、さまざまな選挙運動規制、短すぎる選挙運動期間、政党助成金も含めて金がかかりすぎる政治制度、さらには政治教育の貧困に目を向ければ、中等教育での「政治的中立性」の強要と日の丸君が代の強制をあげることもできます。また考えさせない試験制度も大いに問題です。さらにまた国民全体を見渡すと、非正規労働の蔓延とか、低すぎる労働分配率なども問題点に数えることができます。要するに、日本社会は、疲弊と格差の温床です。これに立ち向かうのが、私たちの使命ではないでしょうか。

渡辺先生の叱咤激励と実践こそ我が身を映し出す鏡と見立てて、渡辺先生のアジテーションに軽く乗って、大いに議論の花を咲かせましょう。私たちは、日本を見捨てない覚悟であることは言うまでもありません。私たちは、平和な世界の実現を諦めません。私たちは、すべての闘う法律家、活動家、労働者、学生と連帯しましょう。

三　私たちの役割

日民協は、高品位の評論を掲載する機関誌『法と民主主義』を定期的に刊行し、全国に会員や読者を得て、しかも、自由法曹団や青年法律家協会とは異なり、弁護士や法学研究者に限らず、いわゆるパラリーガルと言われる職種の専門家（司法書士、税理士など）や公務員のほかにも、ジャーナリストや市民活動家、議員も参加する幅広い団体であることが特徴です。他方、有権者の半数しか投票しない選挙制度の下で、過半数が保守政権を選択しても、その政策の代表性には疑問が付きまといます。悪政が続いているので取り上げたいテーマや課題はとても多いのですが、民主主義的な基盤を拡大し強化することによってしか解決の道はありません。これを活かすような運動を提起して連帯を広げましょう。人びとを励まし、市民連帯の一翼を担い、未来を切り開く法律家・市民団体（civil society）として私たちの役割を果たすことが期待されているのは、まさに今です。

注

(1) 自分史の試みとして新倉修『青春・朱夏・白秋』（私家版、二〇一九年）

(2) 関連して、新倉修「国際法律家運動における日本国憲法」法律時報増刊『改憲・改革と法』（二〇〇八年）、「法律家の国際連帯」清水誠追悼（日本評論社、二〇一三年）、「法律家の国際連帯と平和への権利」広渡清吾古稀（日本評論社、二〇一五年）、「江藤价泰先生と国際連帯活動」江藤价泰追悼（日本評論社、二〇一八年）、「アジア各地での民衆の闘いと国際連帯」法と民主主義五六二号（二〇二一年）参照。

新倉　修（にいくら　おさむ）
一九四九年生まれ。弁護士。日本国際法律家協会事務局長、同会長、国際民主法律家協会（ＩＡＤＬ）事務局長を歴任。専攻は、刑事法、フランス法、国際人権法。著書に「18・19歳非行少年は、厳罰化で立ち直れるか」（共編、現代人文社、二〇一二年）、「民事陪審裁判が日本を変える　沖縄に民事陪審裁判があった時代からの考察」（共著、日本評論社、二〇二〇年）、「導入対話による刑法講義（総論）」（共著、不磨書房、二〇〇六年）、など。